

平成27年3月10日

福祉部高齢者支援課

市川市指定地域密着型サービス事業者等の公募に関する質問及び回答について
(小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型共同生活介護事業、地域密着型特定
施設入居者生活介護事業)

1. 認知症対応型共同生活介護事業について

NO	質問事項	回答
1	市川市地域密着型サービス事業者公募要領6ページの介護基盤緊急整備特別対策事業交付金については、オーナー創設型(建物賃貸借で整備する計画)の場合は適用されないという理解でよいか。	ご質問のとおり、オーナー創設型の場合は補助金の対象とはなりません。
2	市川市地域密着型サービス事業者公募要領11ページ、添付書類24の近隣住民への説明については、公募申請前に近隣住民への説明が必要なのか。それとも近隣住民への説明は、公募選定後という理解でいいのか。	本公募への応募にあたり、事前に建設予定地周辺の自治会長や近隣住民に対し、市の施設整備計画に基づく当該事業に応募している旨の説明を行い、理解と賛同を得られるようにして下さい。
3	3ユニットまで申し込み可能と有りますが、2ユニットでの申し込みも可能か。	2ユニットでの申し込みも可能です。
4	申し込みに関して、1法人で複数箇所の申し込みは可能か。	同一事業者で複数箇所の応募は可能です。

2. 地域密着型特定施設入居者生活介護事業について

NO	質問事項	回答
1	指定申請書「様式第1号」の開始年月日は平成27年度開設分ということは、最長で平成28年3月31日なのか。	平成28年3月31日時点で、建物の完成及び開設の事務手続き等が全て完了していることが条件となります。
2	市川市地域密着型サービス事業者公募要領12ページ、添付書類5の事業所の写真(外観・内部)について既存の建物をイメージして使用し、完成時の差替えでいいのか。	添付書類の「5. 事業所の写真」、「11. 建築基準法及び消防法の検査済み証の写し」、「14. 損害賠償保険証」につきましては、指定申請時に必要となりますことから、応募の書類に添付する必要はございません。
3	市川市地域密着型サービス事業者公募要領12ページ、添付書類11の建築基準法及び消防法の検査済み証の写しは後日の提出となるが、それに変わる何か必要なものはあるのか。	
4	市川市地域密着型サービス事業者公募要領12ページ、添付書類14の損害賠償保険証は後日の提出でいいのか。又は既存のものを仮として提出した方がいいのか。	
5	市川市地域密着型サービス事業者公募要領12ページ、添付書類19の協力医療機関との契約締結日は提出日となるのか。	協力医療機関と契約した日となります。また、提出時に契約を交わしていなければ、協定書案などを添付していただくことになります。
6	市川市地域密着型サービス事業者公募要領12ページ、添付書類22の運営推進会議の構成員は現段階では氏名無記名となり、後日の提出でいいのか。	運営推進会議の構成員につきましては、氏名は無記名でも構いませんが、ある程度想定した役割(例：民生委員)などを記載してください。